
プロジェクト	「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する 企業会計基準諮問会議へのテーマ提案
項目	「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する 意見聴取

公聴会の目的及び位置づけ

- 第 551 回企業会計基準委員会 (2025 年 7 月 24 日開催) において企業会計基準諮問会議からの依頼を受け、当委員会は、のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更 (以下「本テーマ」という。) の提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、主にスタートアップの関係者から意見聴取を実施した。
- 第 55 回企業会計基準諮問会議 (2025 年 11 月 17 日開催) までに実施した次の意見聴取について、当委員会は、企業会計基準諮問会議へ報告を行った。各公聴会の意見聴取の様子の録画、議事録及び意見聴取時に関係者が使用した資料等については、ウェブサイトで公開している¹。

回数・開催日	属性
第 1 回 2025 年 8 月 12 日	学識経験者
第 2 回 (前半) 2025 年 9 月 3 日	財務諸表作成者
第 2 回 (後半) 2025 年 9 月 3 日	財務諸表利用者
第 3 回 (前半) 2025 年 9 月 18 日	監査人
第 3 回 (後半) 2025 年 9 月 18 日	学識経験者
第 4 回 2025 年 10 月 7 日	監査人
第 5 回 2025 年 10 月 20 日	財務諸表利用者
第 6 回 2025 年 11 月 4 日	財務諸表利用者

- 第 55 回企業会計基準諮問会議 (2025 年 11 月 17 日開催) では、これまでの意見聴取に加え、財務諸表作成者や小規模監査法人等に対して継続して意見聴取を実施するよう要望が寄せられた。
- 前項の要望に関し、第 55 回企業会計基準諮問会議では、時間的な制約及び意見聴取対象者による同意の点で要望されたすべての意見聴取を実施できるかは確約できないが実施可能な範囲で追加的な意見聴取を当委員会に依頼することとされ、第 564 回企業会計基

¹ https://www.fasf-j.jp/jp/news_release/401879.html

準委員会（2025年11月18日開催）において、企業会計基準諮問会議議長より、その旨が報告された。

5. 公聴会は、企業会計基準委員会における通常の審議と異なり、当委員会及び委員が本テーマに関して判断や評価を行うものではなく、関係者からの意見聴取の結果を企業会計基準諮問会議に報告することを目的として実施する。

公聴会の実施方法

6. 本資料第3項で要望を受けている意見聴取の対象者の拡大については、当委員会が通常の審議も行う中で次回の企業会計基準諮問会議までの期間が限られているため、当委員会のリソースに基づいて判断する。
7. 公聴会は、これまでに実施した公聴会と同様に、次の要領で実施する。
 - (1) 公聴会は財務会計基準機構会議室において対面で行い、Zoom ウェビナーを通じてライブ配信を行うことで一般に公開し、傍聴可能とする。
 - (2) 意見聴取の様子の録画及び意見聴取時に関係者が使用した資料等については、公聴会の実施後、ウェブサイトにおいて公開する。

第8回公聴会（前半）の意見聴取

（意見聴取対象者）

8. 第8回公聴会（前半）の意見聴取の対象者及び説明資料は、以下のとおりである。

財務諸表作成者

- (1) 手塚 史様
(旭化成株式会社 経理・財務部 部付 リードエキスパート)
- (2) 岩本 一将様
(株式会社串カツ田中ホールディングス 執行役員 管理部長)
- (3) 久野 俊介様（資料(2)）
(ENEOS ホールディングス株式会社 インベスター・リレーションズ部)

（意見聴取事項）

9. 主に、以下についてご意見をお伺いする。

のれんの会計処理（非償却の導入）

- (1) 非償却を導入する会計基準の改正を支持するか。また、その理由は何か。
 - ① のれんの非償却を支持する場合、償却と非償却の選択を認めるべきか。また、その理由は何か。
 - ② のれんの非償却を支持しない場合、非償却とすることについて何が問題と考えられるか。
- (2) IFRS 会計基準を適用することにより非償却とすることも可能となることをどのように考えるか。
- (3) 【IFRS 任意適用企業への追加聴取事項】IFRS 任意適用企業から見たのれんの非償却を導入する場合の負担
 - ① 減損テストの取扱い（テストの頻度や方法）の変更に伴って見込まれる実務への影響や懸念、周辺領域への影響（例えば、変更された減損テストののれん以外の資産（有形固定資産等）への適用など）
 - ② 取得原価の配分（purchase price allocation：PPA）の精緻化に伴って見込まれる実務への影響や懸念（例えば、無形資産評価の専門家の確保など）
 - ③ （連結子会社を含めた）単体財務諸表の作成実務への影響

のれん償却費の計上区分

- (4) のれん償却費の計上区分を変更する改正を支持するか。
- (5) 支持する場合、以下のいずれを支持するか。また、その理由は何か。
 - ① のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする。
 - ② （販売費及び一般管理費に計上したうえで）のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する。
 - ③ IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標」（management-defined performance measure：MPM）に相当する指標を開示する。

第 8 回公聴会（後半）の意見聴取

（意見聴取対象者）

10. 第8回公聴会（後半）の意見聴取の対象者及び説明資料は、以下のとおりである。

監査人

- (1) 森脇 毅様（資料(3)）
（監査法人 A&A パートナーズ パートナー）
- (2) 奥村 俊樹様（資料(4)）
（監査法人アヴァンティア パートナー）

財務諸表利用者

- (3) 遠藤 績穂様（資料(5)）
（一般社団法人 全国銀行協会 企画部 次長）

(意見聴取事項)

11. 主に、以下についてご意見をお伺いする。

監査人：のれんの会計処理（非償却の導入）

- (1) 仮にのれんの非償却を導入する場合の監査実務への影響
 - ① 減損テストの取扱い（テストの頻度や方法）の変更に伴う、内部統制の評価を含めた監査工数の増加の見込みや監査上の懸念
 - ② 取得原価の配分（PPA）の精緻化に伴う監査工数の増加の見込みや監査上の懸念（例えば、無形資産評価の専門家の確保など）
 - ③ その他、監査実務への影響

財務諸表利用者：のれんの会計処理と与信判断実務との関係

- (1) 「償却+減損」の会計処理と「減損のみ」の会計処理の違いとそれに起因する債務者の財務諸表の各年度の営業利益や純損益、財政状態の違いによる、貴行の債務者区分の判断や内部格付の付与のあり方への影響
- (2) 「償却+減損」の会計処理と「減損のみ」の会計処理の違いやそれに起因する債務者の財務諸表の各年度の営業利益や純損益、財政状態の違いによる、貴行の与信の実行や継続への影響
- (3) 質問事項(1)及び(2)以外の事項として、「償却+減損」の会計処理と「減損のみ」の会計処理の違いやそれに起因する債務者の財務諸表の各年度の営業利益や純損益、財政状態の違いによる、貴行の活動や判断等への影響

以 上